

柳川市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和3年10月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和3年度財政援助団体監査報告

第1 監査の対象団体及び所管部署

団体名 柳川市安全・安心まちづくり推進協議会

所管部署 総務部総務課

第2 監査の期間

令和3年7月27日から令和3年9月27日まで

第3 監査の目的及び方法

監査は、柳川市監査規程に準拠し、令和2年度の当該財政援助団体の出納その他事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、所管部署の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを観点とし、関係書類等の提出を求め、また、事情聴取を行い実施した。

第4 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広 巳（議選監査委員）

第5 監査対象団体の概要

1 補助金等の名称

柳川市安全・安心まちづくり推進協議会負担金

2 令和2年度交付金額

3,600,000円

3 団体の目的等

柳川市安全・安心まちづくり条例（平成18年柳川市条例第8号）の理念を実現することを目的とする。

4 組織及び役員

(1) 組織

協議会は、柳川市長、柳川市議会議長、柳川警察署長、柳川市教育委員会教育長、柳川市消防本部消防長、柳川市防犯協会の代表者、交通安全協会の代表者、その他柳川市長が必要と認める機関の代表者をもって組織するとされている。（規約第3条）

(2) 役員

協議会に次の役員が置かれ、会長は柳川市長、副会長は柳川警察署長をもって充て、監事は協議会委員の中から選出するとされている。（規約第4条）

ア 会長 1人

イ 副会長 1人

ウ 監事 2人

5 事業の概要

(1) 財政状況

令和2年度の協議会の決算は下表のとおりである。収入済額は4,272,004円、支出済額は2,850,762円で、差し引き1,421,242円が令和3年度へ繰り越されている。

令和2年度安全・安心まちづくり推進協議会決算書

種別	予算額	収入額	差額	備考
柳川市負担金	3,600,000	3,600,000	0	
繰越金	671,986	671,986	0	
雑収入	14	18	4	
合計	4,272,000	4,272,004	4	

項	目	予算額	支出額	差額	摘要
広報啓発活動費	安全安心通信	1,676,400	1,676,136	264	
	広報活動費	700,000	81,450	618,550	
	小計	2,376,400	1,757,586	618,814	
活動支援費	パトロール活動支援費	370,000	343,250	26,750	
会議費	会場等運営費	10,000	0	10,000	
雑費	通信費	10,000	588	9,412	
	消耗品	33,600	1,848	31,752	
	小計	43,600	2,436	41,164	
施設費	施設費	800,000	747,490	52,510	
予備費	予備費	672,000	0	672,000	
合計		4,272,000	2,850,762	1,421,238	

収入済額 4,272,004円 - 支出済額 2,850,762円 = 1,421,242(翌年度へ繰越し)

収入の主なものは本市の負担金3,600,000円と前年度からの繰越金671,986円で、支出の主なものは広報啓発活動費の「安全安心通信」印刷費等1,676,136円、活動支援費としてガソリン代やパトロール用ジャンパー等の343,250円、施設費の防犯カメラリース料と電気代747,490円である。

(2) 事業実績

柳川市安全・安心まちづくり推進協議会は、柳川市安全・安心まちづくり条例に基づき整備され、その目的は同条例の理念を実現することと、協議会規約に規定されている。

柳川市安全・安心まちづくり条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、柳川市の区域において犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の起こりにくいまちづくりを推進するため、市、市民及び事業者等の責務を定めるとともに、それぞれの連携及び協力の下に市民及び事業者等の安全意識を高揚し、もって市民及び事業者等が安全で安心できる都市の実現に寄与することを目的とする。

（推進体制の整備）

第6条 市は、安全で安心できるまちづくりに関し、市民及び警察署と連携し、この条例の目的達成のために必要な施策を推進する体制を整備するものとする。

柳川市安全・安心まちづくり推進協議会規約（抜粋）

（目的）

第2条 協議会は、柳川市安全・安心まちづくり条例（平成18年柳川市条例第8号）の理念を実現することを目的とする。

第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり是正を要する事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査委員による事情徴取の際に、口頭により注意、改善を促したので、記述を省略する。

【支出事務】

ア 安全安心通信の印刷費の支出命令書は支払額が5万円を超えているにもかかわらず、事務局長が専決している。

イ 防犯カメラリース料、またその電気料について支出命令書を起票していない。

ウ 支出命令書の日付は、ほぼ記載されておらず、摘要欄の記載内容も予算の費目と相違しており、正しく記載されていない。

エ 活動支援費のガソリン代について令和3年度に1件5,000円が返金されているものを、決算書では令和2年度の支出額として減額しているため、年度末の繰越額と通帳の残高が相違している。

オ ドライブレコーダーの付け替え費用8,250円については、見積書と請求書が令和2年3月28日であり令和元年度の債務であるにもかかわらず、令和2年度に処理している。

【契約事務】

ア 安全安心通信の印刷について、印刷業者と契約書を締結していない。

【その他】

ア 協議会規約については、平成21年5月18日に改正施行されているが、その際、協議会事務決裁及び財務に関する要綱の見直しが行われておらず、規約と要綱の内容が対応していない。

【要望・意見】

柳川市安全・安心まちづくり推進協議会は、目的である犯罪・事故及び災害の起こりにくいまちづくりを推進するため、平成15年に発足し、市民をはじめ事業所等の活動が活発に行われたことから、犯罪等の件数は平成14年の1,423件から令和2年には260件と激減するなど成果を上げている。一方、本協議会の事務処理は、同協議会運営要綱第二条に「当分の間、柳川警察署に事務局を置く」と定められており警察署で行われているが、不適切な処理が随所に見受けられる。また協議会発足から18年が経過し現在の活動内容と要綱等に相違が散見され、安全安心通信なども恒常化は否めないことから、事務処理を含めそれぞれの内容等、抜本的な見直しが必要であると思われる。

本市は、自主財源に乏しく厳しい財政状況の中において、本協議会へ毎年多額の負担金を支出しており、その額を含め実施事業の有効性や成果が得られているか等、事業評価を行いながら有効な施策展開が求められる。また、類似する防犯協会、交通安全協会等との住み分けも含め、将来的な全体の組織体制のあり方について検討する時期にきている。

今後も引き続き、安全で安心できる都市の実現を目指し、様々な問題・課題を解決しながら、柳川警察署と連携強化を図るとともに、市民や事業者の協力を仰ぎつつ「安全安心のまち柳川」の進展に向け積極的に取組まれることを望むものである。